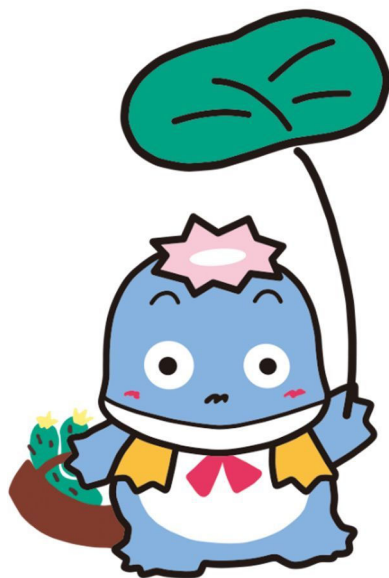


3. 低所得者の福祉



大和市マスコットキャラクター「みずべー」(©1993 YAMATO CITY)

低所得者の福祉

低所得者の福祉	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 生活保護	88				
(1) 生活保護制度の目的	88	○	住居生活費負担がな 分い るが者 は	○	
(2) 生活保護法の基本原理	88	○		○	
(3) 最低生活保障基準における級地	88	○		○	
(4) 保護の種類	88	○		○	
2. その他	97				
(1) 要生活援護者の相談援助	97			○	
(2) 休日・夜間等の受診票制度	97			○	
(3) 行旅者等援護	97		○	○	
(4) 救急業務失踪医療費の援助	97			○	
(5) 就労支援	97	○		○	
(6) 生活困窮者自立支援事業	97	○		○	
(7) 健康管理支援事業	98	○		○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	生活保護法	S34. 2	生 活 援 護 課
	大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則	S53. 3	//
	行旅病人及行旅死亡人取扱法	M32. 3	//
	大和市法外援護支給要領	H 6. 4	//
	生活保護法	H17.10	//
	生活困窮者自立支援法	H27. 4	//
	生活保護法	R 4. 4	//

1. 生活保護

(1) 生活保護制度の目的

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。

(2) 生活保護法の基本原理

① 国が守るべき事柄

最低生活保障の原理	——	生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施し、自立を助長する。
	——	健康で文化的な最低限度の生活水準を確保する。
無差別平等の原理	——	経済状態だけに着目して保護を行う。

② 保護を受ける側に要請されている事柄

補 足 性 の 原 理 —— 資産・能力・その他あらゆるものの活用、扶養義務者の扶養及び他法による扶助の優先

(3) 最低生活保障基準における級地

大和市は 1 級地の 1

(4) 保護の種類

- | | |
|--------|--|
| ① 生活扶助 | 衣食その他日常生活の需要を満たすことを目的とする扶助 |
| ② 住宅扶助 | 家賃、補修及びその他住宅の維持を目的とする扶助 |
| ③ 教育扶助 | 義務教育に伴う学用品、通学用品、学校給食等に使用することを目的とする扶助 |
| ④ 医療扶助 | 疾病又は負傷の治療に必要な給付を目的とする扶助 |
| ⑤ 介護扶助 | 介護保険の対象者等で介護を受けるために必要な給付を目的とする扶助 |
| ⑥ 出産扶助 | 分べん前、分べん後及び分べんの介助等に使用することを目的とする扶助 |
| ⑦ 生業扶助 | 就労するために必要なもの、高等学校へ通うための就学費や生業に必要な技能の習得等に使用することを目的とする扶助 |
| ⑧ 葬祭扶助 | 火葬・死体運搬・納骨・その他葬祭を行うに必要な費用を満たすことを目的とする扶助 |

最低生活保障水準の事例（月額）

（令和8年4月1日現在）（単位：円）

世帯構成例	標準 3 人世帯 33 歳 男 29 歳 女 4 歳 子	33 歳 男 30 歳 女 9 歳 子 4 歳 子	68 歳 男 65 歳 女
世帯当たり最低生活費	218,356	260,278	172,454
生活扶助	155,166	182,328	123,454
冬季加算月額	4,240	4,580	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料	10,190	20,380	
教育扶助 住宅扶助	53,000	4,570 53,000	49,000

世帯構成例	68 歳 女	30 歳 女 9 歳子(小学生) 4 歳 子	25 歳男(重度障害者) 65 歳 女
世帯当たり最低生活費	118,975	256,196	230,404
生活扶助	77,975	154,646	124,254
冬季加算月額	2,630	4,240	3,730
障害者加算 重度障害者加算 母子加算 児童養育加算 家族介護料		23,600 20,380	27,460 16,100 13,590
教育扶助 住宅扶助	41,000	4,570 53,000	49,000

※1 生活扶助は、冬季加算（Ⅵ区）を年平均月額として算定（冬季加算月額×5か月÷12か月）

※2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

※3 住宅扶助は上限の特別基準額

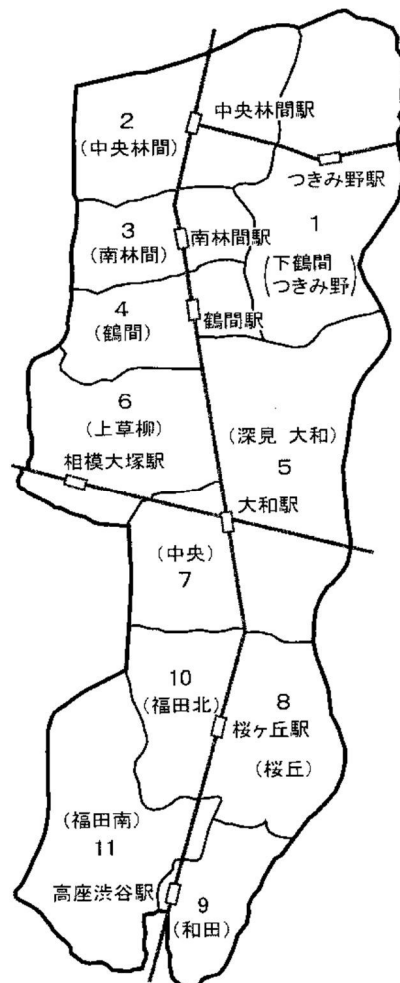
低所得者の福祉

地区別保護世帯状況

(令和8年4月1日現在)

地 区	人 口	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	地区別保護率 (パーミル)
1. 下鶴間つきみ野地区	41,464	182	252	6.07
2. 中央林間地区	31,482	130	156	4.95
3. 南林間地区	29,495	440	519	17.59
4. 鶴間地区	22,283	394	458	20.55
5. 深見大和地区	29,709	337	397	13.36
6. 上草柳地区	15,768	176	219	13.88
7. 中央地区	17,514	215	245	13.98
8. 桜丘地区	9,830	109	147	14.95
9. 和田地区	12,286	311	410	33.37
10. 福田北地区	14,051	238	312	22.20
11. 福田南地区	22,684	179	246	10.84
地区小計	246,566	2,711	3,361	13.63
合計(市外の病院・施設・停止含む)	——	3,151	3,830	——

※被保護世帯数、被保護人員数は実数



被保護世帯・人員の推移（停止中の世帯を含む）

		5	6	7			5	6	7
大和市	実世帯数	3,064	3,100	3,151	大和市	実人数	3,763	3,803	3,830
	指数(%)	100.0	101.2	102.8		指数(%)	100.0	101.1	101.8
神奈川県	実世帯数	124,447	124,379	124,321	神奈川県	実人数	153,667	152,178	150,988
	指数(%)	100.0	99.9	99.9		指数(%)	100.0	99.0	98.3

人口・被保護世帯、人員、保護率の状況（停止中の世帯を含む）

		5	6	7
人 口	実数（人）	243,626	244,280	245,209
	指数（%）	100.0	100.3	100.6
被保護世帯・人員	世 帯	3,064	3,100	3,151
	人 員	3,763	3,803	3,830
保 護 率	実数（パーミル）	15.45	15.57	15.62
	指数（%）	100.0	100.8	101.1

保護の扶助別受給人員の推移

	5	6	7
生活扶助	3,548	3,573	3,610
住宅扶助	3,427	3,463	3,476
医療扶助	3,171	3,171	3,188
教育扶助	162	161	157
介護扶助	746	767	780

低所得者の福祉

被保護世帯類型別状況（停止中の世帯を除く）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

		総数	高齢	母子	傷病	障害	その他
大和市	実数	3,139	1,653	155	441	529	361
	構成比（％）	100.0	52.7	4.9	14.0	16.9	11.5
神奈川県	実数	123,942	63,769	4,526	12,502	20,493	22,652
	構成比（％）	100.0	51.5	3.7	10.0	16.5	18.3

内 訳

		単 身 世 帯				
		総数	高齢	傷病	障害	その他
大和市	実数	2,645	1,530	394	474	247
	構成比（％）	100.0	57.8	14.9	17.9	9.4
神奈川県	実数	105,008	59,233	11,210	18,325	16,240
	構成比（％）	100.0	56.4	10.7	17.5	15.4

		2 人 以 上 世 帯					
		総数	高齢	母子	傷病	障害	その他
大和市	実数	494	123	155	47	55	114
	構成比（％）	100.0	24.9	31.4	9.5	11.1	23.1
神奈川県	実数	18,934	4,536	4,526	1,292	2,168	6,412
	構成比（％）	100.0	24.0	23.9	6.8	11.4	33.9

保護費総額の状況（年度総額）

		5	6	7
大和市	保護費（円）	6,791,478,436	6,903,635,646	7,122,347,132
	指 数（％）	100.0	101.7	104.9
神奈川県	保護費（円）	282,801,023,348	289,319,374,998	290,090,948,474
	指 数（％）	100.0	102.3	102.6

※指数及び構成比は小数点第 2 位四捨五入のため、構成比の合計が 100％とならないことがある。

※前ページ及び本ページ全ての資料は「神奈川県の生活保護」と「生活保護統計月報」の県内合計の数値（政令市含む）

保護の開始・廃止世帯の推移

	5	6	7
開 始	509	473	477
廃 止	432	429	414

令和7年度世帯別類型 開始理由

			高齢	母子	傷病	障がい	その他	計
傷病	世帯主		14	2	45	6	8	75
	世帯員		1	0	4	0	0	5
急迫保護で医療扶助単給			0	0	1	0	0	1
要介護状態			6	0	0	0	0	6
就労収入の 減少・喪失	働いていた者の死亡		0	0	0	0	0	0
	働いていた者の離別等		1	3	0	0	3	7
	失業	定年・自己都合	5	0	6	1	6	18
		勤務先都合（解雇等）	3	1	1	2	18	25
	老齢による		14	0	0	0	1	15
	事業不振・倒産		0	0	0	0	0	0
	その他		7	1	8	2	12	30
社会保障給付金の減少・喪失			0	0	2	0	1	3
仕送りの減少・喪失			4	2	2	5	3	16
貯金等の減少・喪失			90	13	20	28	69	220
その他（移管等を含む）			27	0	6	9	14	56
計			172	22	95	53	135	477

低所得者の福祉

令和7年度世帯別類型 廃止理由

		高齢	母子	傷病	障がい	その他	計
傷病治療	世帯主	1	0	0	0	0	1
	世帯員	0	0	0	0	0	0
死亡		159	0	9	8	8	184
失踪		5	0	7	2	6	20
就労収入の増加・取得		10	9	9	9	38	75
働き手の転入		0	0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加		6	0	1	1	0	8
仕送りの増加		0	2	1	0	0	3
上記以外の収入増		4	0	2	3	0	9
親類・縁者等の引取り		7	1	0	0	2	10
施設入所		3	0	0	0	1	4
医療費の他法負担		0	0	0	0	0	0
その他（移管等を含む）		27	7	18	18	30	100
計		222	19	47	41	85	414

労働力類型別被保護世帯数の状況

		5	6	7
総数	停止中	8	19	12
	現に保護を受けた世帯	3,056	3,081	3,139
	稼働世帯	483	501	563
	世帯主が働いている世帯	412	436	497
	常用	235	254	262
	日雇	36	42	50
	内職	21	19	22
	その他	120	121	163
	世帯員が働いている世帯	71	65	66
	非稼働世帯	2,573	2,580	2,576

生活扶助基準額の年次推移（1級地標準世帯）

実施年月日	基準額（円）	改定率	備	考
21. 3. 13	199.8	%		
21. 4. 1	252			6地域区分制
21. 7. 1	303			
21. 11. 1	456			
22. 3. 1	630			
22. 7. 1	912			
22. 8. 1	1,326			
22. 11. 1	1,500			3地域区分制
23. 8. 1	4,100			
23. 11. 1	4,535			
24. 5. 1	5,200			
26. 5. 1	5,826			
27. 5. 1	7,200			
28. 7. 1	8,000			
32. 4. 1	8,850			5級地制
34. 4. 1	9,346			
35. 4. 1	9,621			
36. 4. 1	10,344	107.5		
37. 4. 1	12,213	118.1		
38. 4. 1	14,289	117.0		
39. 4. 1	16,147	113.0		
40. 4. 1	18,204	112.7		
41. 4. 1	20,662	113.5		
42. 4. 1	23,451	113.5		
43. 4. 1	26,500	113.0		
44. 4. 1	29,945	113.0		
45. 4. 1	34,137	114.0		4級地制
46. 4. 1	38,916	114.0		
47. 4. 1	44,364	114.0		
48. 4. 1	50,575	114.0		
49. 4. 1	60,690	120.0		
50. 4. 1	74,952	123.5		
51. 4. 1	84,321	112.5		
52. 4. 1	95,114	112.8		
53. 4. 1	105,577	111.0		
54. 4. 1	114,340	108.3		
55. 4. 1	124,173	108.6		
56. 4. 1	134,976	108.7		
57. 4. 1	143,345	106.2		

低所得者の福祉

実施年月日	基 準 額 (円)	改定率	備 考
		%	
58. 4. 1	148,649	103.7	性別・年齢別・世帯人員別 基準額組み合わせ方式 35歳男・30歳女・ 9歳男・4歳女 標準4人世帯 格差縮小方式
59. 4. 1	152,960	102.9	
60. 4. 1	157,396	102.9	
61. 4. 1	126,977	80.7	
62. 4. 1	129,136	101.7	
63. 4. 1	130,944	101.4	
平 1. 4. 1	136,444	104.2	年齢別・世帯人員別基準額組み合わせ方式 33歳男・29歳女・4歳子 標準3人世帯 水準均衡方式
2. 4. 1	140,674	103.1	
3. 4. 1	145,457	103.4	
4. 4. 1	149,966	103.1	
5. 4. 1	153,265	102.2	
6. 4. 1	155,717	101.6	
7. 4. 1	157,274	101.0	3級地制 (各級地を2区分)
8. 4. 1	158,375	100.7	
9. 4. 1	161,859	102.2	
10. 4. 1	163,316	100.9	
11. 4. 1	163,806	100.3	
12. 4. 1	163,970	100.1	
15. 4. 1	162,490	99.1	年齢別・世帯人員別 基準額組み合わせ方式 33歳男・29歳女・4歳子 標準3人世帯 水準均衡方式
25. 8. 1	156,820	96.7	
26. 4. 1	155,840	99.4	
27. 4. 1	150,360	96.5	
28. 4. 1	150,110	99.8	
29. 4. 1	150,110	100.0	
30. 4. 1	150,110	100.0	3級地制 (各級地を2区分)
31. 4. 1	148,900	99.2	
令 2. 4. 1	149,790	100.5	
3. 4. 1	148,570	99.2	
4. 4. 1	148,570	100.0	
5. 4. 1	148,570	100.0	
6. 4. 1	154,670	104.1	年齢別・世帯人員別 基準額組み合わせ方式 33歳男・29歳女・4歳子 標準3人世帯 水準均衡方式
7. 4. 1	154,670	100.0	
8. 4. 1	155,170	100.3	

2. その他

(1) 要生活援護者の相談援助

生活上の様々な問題を抱えて相談に見える人々に対し、生活保護法以外の法律及び施策による援護制度の活用、専門機関への紹介等により、問題解決の助言等を行う。

(2) 休日・夜間等の受診票制度

被保護者は、医療券の交付を受け、指定医療機関で受診するが、休日・夜間等市役所執務時間外に受診する場合は、「休日・夜間等受診票」を指定医療機関窓口へ提示することにより受診できる。

(3) 行旅者等援護

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人・死亡人及びその同伴者の援護に当たる。

取扱件数

	5	6	7
行 旅 病 人	0	0	0
行旅死亡人	0	0	0

(4) 救急業務失踪医療費の援助

救急業務で、行旅人が病院等で応急の診断をしたが、手持金がなく支払いが出来ない場合や、そのまま失踪した場合に当該病院医療に対し援助する。

取扱件数

	5	6	7
件 数	0	0	0

(5) 就労支援

就労支援員により自立に向けた就労の支援を行う。

就労開始及び増収につながった人数

	5	6	7
件 数	58	54	42

(6) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく生活保護の前段階のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援事業により、様々な理由で経済的な困窮状態に陥っている方の相談を受け、支援を行う。

事業の一部は、大和市社会福祉協議会に委託して実施。

	5	6	7
自立相談支援の相談者数	722	685	820
支 援 プ ラ ン 作 成 件 数	23	16	39
住居確保給付金支給者数	17	10	12
居住支援申請者数	5	8	6
就労準備支援対象者数	6	8	5
子どもの生活支援対象者数	85	76	58

低所得者の福祉

(7) 健康管理支援事業

基本健康診査の結果等より、医療と生活の両面から必要な支援を行い、被保護者の自立促進及び医療扶助の適正化を行うことを目的として実施する。(令和4年4月から事業開始)

	5	6	7
相談支援件数	745	1,058	1,592